広島圏域地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 医療法第30条の14第1項に規定する協議の場として,広島二次保健医療圏に広島 圏域地域医療構想調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

(委員)

- 第2条 調整会議の委員は、広島市連合地区地域保健対策協議会、海田地域保健対策協議会 及び芸北地域保健対策協議会の構成員を基本にして構成する。
- 2 調整会議に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、委員の互選により選任する。
- 4 副会長は、会長の指名により定める。

(会議)

- 第3条 調整会議は、会長が招集し、主宰する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 副会長は、会長が議事に関し直接の利害関係者となる場合には、当該議事に関し、その 職務を代理する。
- 4 会長は、委員の代理を認めることができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある委員のみで調整会議を開催することができる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第4条 調整会議の事務局は広島県西部保健所広島支所に置く。ただし、事務局運営業務を 広島市連合地区地域保健対策協議会、海田地域保健対策協議会及び芸北地域保健対策協議 会に委託することができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年9月2日から施行する。